

# 事業計画（千葉県旭市）

## 1. 海岸対策

### ① 海岸の状況

市内の地区海岸数	4 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	なし
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

### ② 堤防高

被災前の現況高で復旧

千葉東沿岸：T.P+4.0～5.2m（対象：高潮）

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、4月に策定済み。

これに基づく本復旧については、10月より順次、工事着工しており、計画的に復旧を進め平成24年6月の工事完了を目指す。

### ④ 成果目標 平成23年度

・全ての被災した地区海岸において、本復旧の工事着工<sup>\*</sup>を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

## 海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(旭市)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
飯岡・下永井	570	離岸堤	1.60	1.60	—	H23.4	—	H23.11	H24.6	
飯岡・横根	1,740	離岸堤	1.60	1.60	—	H23.4	—	H23.11	H24.6	
九十九里・北 九十九里	853	離岸堤	1.60	1.60	—	H23.4	—	H23.10	H24.6	

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

## 2. 農地・農業用施設

### ① 被災状況

津波により約71haの農地及び農業用施設に被害

### ② 施設の復旧

目那川幹線排水路等の主要農業用施設について、平成23年度内の復旧を目指す。

### ③ 農地の復旧

平成23年度内の復旧を目指す。

○平成23年度当初から既に営農が可能な農地 約69ha

○平成24年度からの営農再開を目指す農地 約2ha

### 3. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 横根、井戸野、三川、東足洗、野中、西足洗、足川
- ② 海岸防災林の防風柵 212mの倒壊、林帯の冠水等で 17.13ha が被災
- ③ 防風柵については、今年度中に着手し、概ね2年での完了を目指す。
- ④ 樹木の植栽は概ね3年で完了させることとし、全体の復旧を概ね5年で行うことを目指す。  
(保全対象：主要地方道30号線（飯岡一宮線）、農地、横根集落、井戸野集落、東足洗集落、野中集落、西足洗集落、足川集落、国民宿舎飯岡荘)

## 4. 学校施設等

### ①幼稚園・小中高等学校等

#### (i) 公立学校

##### <旭市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した3校及び未申請ながらも津波被害を受けた1校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

#### ○比較的軽微な被害

比較的軽微な被害に留まる市立学校3校（滝郷小学校、古城小学校、干潟中学校）については、平成23年度内に事業着手し、年度内の復旧完了を目標とする。

#### ○甚大な被害

津波による被害を受けた飯岡中学校については、旭市復興計画を踏まえ、津波被害の少ない内陸部に移転し、地域の防災拠点としての機能を強化した施設として整備する。

#### (ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園1校については、被害が園舎に対するものであったが、構造体には被害が及んでおらず、比較的軽微なものであった。この被害に対しては、震災後、速やかに施工業者の手配等の準備を行い、5月中に着工、竣工しており、既に復旧完了している。

### ②公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

##### <旭市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の8施設について、以下のとおり、検討中につき時期が未定の1施設を除き、早期の復旧を目指す。

○ 比較的軽微な被害に留まる3施設（いいおかユートピアセンター・旭市総合体育館・海上野球場）については、平成23年度内の事業着手及び復旧完了を目標とする。

○ 比較的軽微な被害に留まる3施設（飯岡体育館・飯岡野球場・飯岡庭球場）については、平成23年度内の事業着手、平成24年5月の復旧完了を目標とする。

○ 甚大な被害を受けた1施設（大原幽学遺跡史跡公園）については、平成24年度内の事業着手、平成25年度内の復旧完了を目標とする。

○ 甚大な被害を受けた1施設（旭市営飯岡海浜プール）については、施設の存続につき検討中のため、現在のところ事業着手・復旧完了共に時期は未定とする。

##### <県立社会教育施設>

旭市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した3施設について、以下のとおり復旧を完了または予定している。

- 比較的軽微な被害に留まる千葉県立東部図書館については、平成23年10月に事業に着手し、10月に復旧を完了している。
- 比較的軽微な被害に留まる千葉県総合スポーツセンター東総運動場については、平成23年5月に事業に着手し、9月に復旧を完了している。
- 比較的軽微な被害に留まる千葉県東総文化会館については、平成23年5月に事業に着手しており、平成24年3月に復旧完了を予定している。

## 5. 土砂災害対策

- ①本年8月末までに、市内約10箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ②最大震度5強を観測した旭市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

## 6. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 110 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 災害廃棄物については、平成 23 年 12 月までに仮置場への搬入が完了する見込み。  
なお、10 月 25 日現在、液状化等で損壊した住宅の解体・修繕に伴う廃材に限り、仮置場で受け入れている。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体の対象の建築物は、一部市内に残存する。損壊した公物の解体の対象の建築物はない。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 24 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについても同様に処分を行う。

# 工程表(千葉県旭市)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策													
2. 農地・農業用施設													
基幹的農業用施設 (目那川排水路等)													
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地													
平成23年度内を目途に除塩等を行い、平成24年度から営農が可能となる農地													
(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。													
3. 海岸防災林													
(横根他)													



		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)	<市立社会教育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
	<県立社会教育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧												
5. 土砂災害対策		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">土砂災害危険箇所の点検等</div> (※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
6. 災害廃棄物の処理		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">災害廃棄物の仮置場への移動</div> <div style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 150px; height: 10px; margin-right: 10px;"></div> <div style="font-size: small;">(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 150px; height: 10px; margin-right: 10px;"></div> <div style="font-size: small;">撤去必要なその他の災害廃棄物なし (その他の災害廃棄物)</div> </div>												
中間処理・最終処分		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 150px; height: 10px; margin-right: 10px;"></div> <div style="font-size: small;">(木くず、コンクリートくずの再生利用)</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; width: 150px; height: 10px; margin-right: 10px;"></div> <div style="font-size: small;">(中間処理・最終処分)</div> </div>												